

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
水戸地方合同庁舎 自動ドア保守点検	茨城地本-B26A007	
	作 成	令和8年1月29日
	変 更	
	作成部隊等名	自衛隊茨城地方協力本部

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、水戸地方合同庁舎（以下「官側」という。）において使用している自動ドアの保守点検について規定する。

### 1.2 用語及び定義

#### a) 保守

自動ドアの運用上必要となる性能を維持するために行う消耗部品又は材料の取り替え、注油、汚れ等の除去、部品の調整等の軽微な作業のことをいう。

#### b) 点検

自動ドアの機能および動作の確認及び部品類の劣化状態を調べることをいう。

## 2 保守点検に関する要求

### 2.1 概要

#### a) 一般事項

- 1) 保守点検を行う自動ドアとは、両引分式自動ドア2基（ナブコDSN-75）のことをいう。
- 2) 保守点検業務を行う作業員の名簿及び必要な資格証明書の写しを事前に提出し、作業終了後には作業報告書を官側へ提出するものとする。報告書の様式については契約相手方の随意の様式とする。
- 3) 保守点検に必要な機械工具及び消耗品並びに消耗資材については契約相手方が負担するものとする。
- 4) 保守点検時、機能に異常又は劣化が認められた場合、必要に応じ対応処置を判断し官側へ報告する。
- 5) 保守点検時に必要な光熱水の使用については官側の負担とする。

### 2.2 仕様

#### 2.2.1 保守点検に関する仕様

- a) 本業務は、本仕様書及び国土交通省大臣官房官庁営繕部の「建築保全業務共通仕様書（令和5年版）」による。
- b) 点検回数は年2回とする。
- c) 点検項目は別紙「点検項目」に記載された点検項目について実施するとともに、業務目的を達成するために必要と判断する点検を行う。また、点検に併せて次に示す保守を実施する。
  - 1) 点検部の汚れ、詰まり、異物の付着等がある部分の清掃
  - 2) 点検部の取り付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
  - 3) ボルト、ねじ等で緩みのある場合の増し締め
  - 4) 消耗部品の交換又は補充
  - 5) 点検部の接触部分や回転部分についての補修

- 6) 軽微な損傷のある部分についての補修
- 7) その他これらに類する軽微な作業で、業務目的を達成するために必要と判断する作業

### **2.2.2 故障対応**

契約相手方は官側から故障等の連絡があった場合は、速やかに技術員を派遣し正常な状態に復旧させるものとする。なお、この際必要となる消耗品については本役務に含むものとし、消耗品以外の交換等が必要となった場合は官側の担当者と協議する。

### **3 仕様書等に関する疑義**

契約相手方は、この仕様書について明示がない事項または疑義を生じた場合については、官側へ連絡し、協議により定めるものとする。

## 点 検 項 目

ドア・サッシ部	ドアの傷	開き・ドア他	トップセンタ及軸受け
	異音		ストッパ締め付け
	ガイドレール内の異物		
	ドアと（無目、中間方立、枠、ガイドレール、床面）の隙間	電気回路	総合作動（通常開閉作動反転作動）
	全閉時戸先隙間		配線の支持，結続
懸架部	ハンガレールの摩擦，締め付け		電源電圧（AC100V）
	吊り車の摩擦，締め付け	その他	絶縁抵抗（DC500V，10MΩ以上）
	ストッパ締め付け		ステッカー
異音	故障連絡先ステッカー		
動力部・作動部	エンジンの締め付け		警告表示ラベル
	駆動軸の変形摩擦		
	ベルト，チェーン，ワイヤの締め付け，張り，摩擦		
	開閉速度		
制御装置	クッション作用		
	開き保持時間		
	制御器装置の締め付け		
検出装置部	センサー検出範囲，感度		
	補助センサー作動		